平成２９年（フ）第８４号
山形市南館１－５－13　クレストコート102、住民票上の住所山形市江南３丁目８番４号
債務者　鈴木　裕治
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細江　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８９９号
大阪府四條畷市岡山５丁目２番14号
債務者　笹井　暁美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　隼平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８５号
兵庫県西宮市里中町１丁目３番23―302号
債務者　たこ萬こと小山栄子こと　崔　　栄子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　崇行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５７号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目10番16号　プレジデントみずほ301号
債務者　林田　壽美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂薗　　広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２７号
福島県郡山市安積町荒井字火口内89番地の３、前住所福島県郡山市静町10番27号
債務者　羽田野伽奈
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱津真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１５７０号
神奈川県鎌倉市植木837番地１　204号室
債務者　高橋　正雄
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　逢見　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３２号
静岡県三島市大場1086番地の288
債務者　河崎　進一
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安本　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
静岡県三島市大場1086番地の288
債務者　河崎　惠子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安本　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
静岡県三島市大場1086番地の288
債務者　河崎　　進
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安本　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２８３９号
大阪市東淀川区西淡路１丁目15番22号スタンドアップ東淀川401号
債務者　東谷　　壽
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉森　智広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６０号
秋田県横手市大森町上溝字松原59番地６
債務者　小川　由香（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第５６号
山形県南陽市郡山930番地
債務者　吉野　美子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１６７号
埼玉県羽生市西３丁目３番15号
債務者　清水　正己
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１６８号
埼玉県羽生市西３丁目３番15号
債務者　清水　春江
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１９７号
埼玉県行田市桜町１丁目４番８号　302号
債務者　久保秋茂道
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２１４号
静岡県三島市初音台24番地の38
債務者　小林紗登美
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
静岡県田方郡函南町仁田15番地の27　ストークハウスいづみ106
債務者　薗田　　隆
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係